

【農林水産事業】「農林漁業セーフティネット資金」の相談時にご提出いただく書類

国民生活事業にお申込みされる方は[こちら](#)、中小企業事業にお申込みされる方は[こちら](#)、をご覧ください。

農林漁業者 (共通)	最近 2 期分の税務申告書・決算書の写し（勘定科目明細書を含みます。） ^(注1)	—
	公庫以外で資金をお借入されている場合、その返済予定がわかる書類 ^(注2)	—
	税務署発行の最近 1 期分の納税証明書 ^(注3) 又は領収証書	—
	経営安定計画（農業者（ 個人・法人 ）、林業者（ 個人・法人 ）、漁業者（ 個人・法人 ））	記載例
	（法人の場合）定款・法人の登記事項証明書 ^(注4)	
	（飲食店や製造業等の行政庁の許認可を必要とする事業を営む場合）許認可証の写し	
農業者	（無利子化措置 ^(注5) の適用を希望する場合） 新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表	記載例
漁業者	（無利子化措置 ^(注5) の適用を希望する場合） 社会的・経済的環境変化による影響に係る確認書	記載例

（注 1）現在農林事業資金をご利用されており、すでに税務申告書・決算書の写しをご送付いただいている方は提出不要です。

（注 2）他金融機関発行の償還年次表や、残高証明書など。

（注 3）申告所得税（法人の場合は法人税）及び消費税についての証明書（その 3、その 3 の 2 又はその 3 の 3）。

現在農林事業資金をご利用されている方は、提出不要です。

なお、納税証明書は e-Tax で交付請求を行い、書面の納税証明書を税務署窓口又は郵送で受け取ることができます。

詳しくは[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

（注 4）法人の登記事項証明書はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

（注 5）融資当初 5 年間の無利子化措置。なお、漁業者については無利子化措置の対象となる融資額に上限があり、1 千万円までが対象となります。これを超える融資額については、有利子となります。

※上記については、一般的な必要書類です。必要に応じて追加資料をご提出いただくことがあります。

※上記書類が全て整わなくてもご相談いただけますので、お早めに日本公庫農林水産事業までご相談ください。

【農林水産事業】「農林漁業セーフティネット資金」のお申込手続き

1 ご相談

- ・相談時にご提出いただく書類をご準備の上、[日本公庫の各支店農林水産事業](#)に書類を**郵送でご提出**ください。
- ・その後、[公庫支店からご連絡](#)し、資金の使いみちや事業の状況などについて、お話を伺います。

※全ての書類が整わなくてもご相談いただけます。

2 お申込

- ・ご融資の決定に向け必要な書類※を**郵送でご提出**いただきます。

※公庫の融資方針が決まった後、主に次の書類をご提出いただきます。

[借入申込書（記載例）](#)

利子助成に係る委任状（農業者（[非転貸・転貸](#)）（[記載例](#)））（漁業者（[非転貸・転貸](#)）（[記載例](#)））等をご提出いただきます。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、ご契約手続きを郵送又は面談により実施させていただきます。
- ・ご契約手続きを終えたのち、お客さまに送金いたします。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。